

平成 21 年度事業計画

1. 事業計画の背景

(1) 通関業を取り巻く環境

経済見通し

平成 21 年度は、世界的な景気後退が続くなかで、内需、外需とも厳しい状況が続くものと見られるが、様々な景気対策の効果や在庫調整が進展するにつれて、悪化のテンポが緩やかになっていくことが期待される。こうした状況から、平成 21 年度の GDP の実質成長率はマイナス 3.3% と 2 年連続のマイナスになると見通されている。

貿易については、世界的な景気後退が続き輸出が大幅に減少するとともに、輸入も国内需要の低迷や原油・原材料価格の弱い動きから減少すると見込まれており、財・サービスの輸出額で 3 割弱、財・サービスの輸入額で 1 割弱の減少が見通されている。

国際物流のセキュリティ確保等への要請

AEO 制度、相互承認、事前貨物情報等のセキュリティ関連措置が今後とも各国で導入されると見込まれるなか、米国では平成 24 年 7 月までに米国向けコンテナ貨物に対して 100% の X 線等の検査を義務付ける法案が成立しているが、実施可能性について多方面から疑問が表明されている。いずれにせよ、セキュリティ確保の取組みは今後も世界各地で進捗するものと考えられる。

また、セキュリティ確保のほか、従来不正薬物や銃砲などの水際阻止に加えて、食品衛生、動植物検疫、環境関連物品の規制、大量破壊兵器関連物品の規制、知的財産侵害物品の水際阻止等についても、引き続き的確な対応が求められている。

経済連携協定の締結の進展

現在、日本との間で経済連携協定が締結され発効しているのは、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの 8 カ国と ASEAN であり、更にベトナムとスイスについて発効手続きが進められているほか、韓国、GCC、インド、豪州との間で締結に向けた協議が行われている。これらの協定により我が国と関係諸国との貿易が促進される一方、協定の適正な実施を確保するためには、協定毎の原産地規則に基づき原産地確認を徹底すること等が重要となる。

Air-NACCS の更改

昨年 10 月の Sea-NACCS の更改に続き、平成 22 年 2 月に更改 Air-NACCS が稼働する予定であり、これにより、入出港手続きのシングルウィンドウ化が図られるとともに、到着即時申告制度等の見直しや保税運送申告業務の見直し等の機能改善、オンライン・リアルタイム口座振替処理方式の導入等が行われることとなる。

海外システムとの連携

「貿易手続改革プログラム」には ASEAN を始めとする諸外国のシステムとの連携が謳われており、現在、PAA に参加している国や日本と経済連携協定を締結している国等を対象として、原産地証明書情報の電子交換による迅速な原産地確認、輸出許可等情報の電子交換による迅速な輸入申告等を実現するスキームの構築が検討されている。

首都圏の航空インフラの充実

平成 22 年 3 月に成田空港の暫定滑走路の北伸事業が完成し年間発着枠が現行の 20 万回から 22 万回に拡大する予定であり、羽田空港についても平成 22 年 10 月に新滑走路及び新貨物地区等が供用開始され、年間発着枠は現行の約 1.4 倍の 40.7 万回に増加する予定である。こうしたなか、首都圏での国際航空貨物の一層効率的な通関体制を実現することが求められている。

(2) 新たな税関行政の展開

平成 21 年度の法令改正において、

税関における水際取締りの充実・強化

偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加

保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加

国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

AEO 制度の対象に貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加

個別品目の関税率の改正

絹紡糸及び絹紡糸系の基本税率を無税化

暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率（415 品目）等の適用期限を平成 21 年度末まで延長

牛肉に係る緊急措置の特例措置を平成 21 年度末まで延長

の施策が盛り込まれた。

2.平成 21 年度の主要課題

平成 21 年度においては、上記のような背景のもと、理事会及び会長・理事長会議等の活性化を図りつつ、各事業の運営に当たり次のような課題に重点的に取り組むこととする。

(1)調査・研究事業関連

貨物のセキュリティ管理に係る海外調査

平成 20 年 11 月に EU に AEO 視察団を派遣したところであるが、平成 21 年度は、セキュリティ面で先進的な取り組みを行ってきており日本とも相互承認の協議が行われている米国に視察団を派遣し、C-TPAT、船積 24 時間前の貨物情報提供、10+2 等の施策の運用状況等を調査することにより、貨物のセキュリティ管理への取り組みの実態を把握するとともに、AEO への理解を深めることにより認定通関業者制度への参加を促進する。また、視察団には人材育成の観点から通関業者の若手・中堅職員を参加させることも検討する。

アジア・オセアニア通関業連合会連盟(FAOCBA)会合への参加

FAOCBA 会合は平成 21 年 5 月に韓国で開催されることとなっており、連合会からは連合会会長他が参加する。FAOCBA の行っている各国の制度比較の一環として、通関業務料金等、通関業務に係る関心事項について意見交換を行い、情報の共有化等を通じて同地域における通関業務のレベルアップを図ることを目指す。

航空貨物問題への取り組み

平成 20 年 11 月から、財務省関税局において「国際航空物流と税関行政に関する懇談会」が開催されており、連合会からも委員を推薦しているところであるが、平成 22 年に予定されている成田の暫定滑走路北伸事業の完成及び羽田の新滑走路の供用開始に伴う首都圏の航空貨物の物流・通関の行方については、通関業者・航空フォワーダーからも強い関心が寄せられている。こうしたことから、今後の航空路線の就航状況も見つつ、東京通関業会等の関係先との連携を密にし、連合会としても必要に応じて航空貨物部会において検討を行うこととする。

関税等の立替問題の解消に向けた取り組み

オンライン・リアルタイム口座振替処理方式(ダイレクト方式)の利用については、現在 Sea-NACCS に限定されている。Sea-NACCS 更改後にリーフレットの配布等により輸入者に利用を呼びかけてきており、利用申込は徐々に増加

してきている。平成 22 年 2 月には Air-NACCS が更改されダイレクト方式が組み入れられることから、利用促進に弾みが付くことが期待される。こうしたことから、Air-NACCS 更改の前後に輸入者に利用を呼びかけるキャンペーンを再度行うとともに、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に対して通関業者口座等からの関税等の振替状況についてデータ集計を依頼し、立替問題の解消への効果を測定する。

(2) 輸出入通関情報提供事業関連

平成 22 年 2 月に予定されている更改 Air-NACCS の稼働を見据えて、NACCS の仕様変更や顧客の要望等を踏まえつつ CCIS の機能改善を図ることにより、今後とも CCIS の円滑な運用を確保し、顧客に対し質の高いサービスの提供を継続していく。

また、現在の CCIS のシステムライフが平成 23 年 11 月までとされていることから、大口顧客や輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社等の動向を見極めつつ、次期 CCIS のあり方について検討を開始する。

(3) 研修・図書編纂事業関連

通関士試験通信研修及び通関士専門研修の充実と受講の促進

通関士試験の合格率が平成 18 年度と 19 年度に 7%台に低下し、将来の通関士の確保を懸念する声も聞かれたことから、平成 20 年度の通関士試験通信研修に際しては、通関従業者等に対して事前に受講の慫慂を行うとともに、スクーリングの回数増加やスクーリング・直前集中講座の無料化を図ること等により、通関従業者等からの合格者の増加を目指した。これにより一定の成果を上げたところ、平成 21 年度についてもスクーリング日数の増加等により通信研修の一層の充実を図る。

その他

通関業務に関する参考図書について、法令・通達改正等を受けて改訂を行うこと等により充実を図るとともに、通関業務に関連したトピックス等について国内通関業セミナーを開催する。

(4) 広報・啓蒙事業関連

マスコミの積極的な活用

通関業者は業務改善、知識・能力の向上、コンプライアンスプログラム等を通じて適正かつ迅速な通関に貢献してきており、認定通関業者制度の施行により貨物のセキュリティ確保にも一定の役割を果たすことが期待されているが、

通関業や通関士等の社会的な認知度は未だ十分とは言えず、こうしたことが荷主との関係や通関士・通関従事者の採用等に影響を及ぼしている。連合会としては、将来の優秀な通関士等を採用のためにも通関業の一層の地位向上を目指していく必要があることから、新聞、専門誌等のマスコミに積極的に情報を提供し出来るだけ多くの関連記事の掲載を実現するとともに、テレビの放送制作会社との接触を図ること等により通関業に係る番組放映を目指す。

ホームページの充実

掲載内容の充実及び情報提供の迅速化等を図ることにより、通関業者及び一般国民への情報発信を拡大する。

キャンペーンの実施

連合会及び各通関業会の協力体制のもと、銃砲、爆発物、麻薬、コピー商品、盗難自動車等の「密輸撲滅キャンペーン」を実施する。

取締関連情報の提供

次のような情報について税関への積極的な提供を通関業者に働きかける。

- ・社会悪物品及びテロ関連物品の密輸出入に関する情報
- ・盗難自動車、バーゼル条約に該当する有害廃棄物等の不正輸出に関する情報
- ・知的財産侵害物品、ワシントン条約規制物品等の不正輸出入に関する情報

(5) 公益法人制度改革への対応

平成20年12月に公益法人制度改革関連法案が施行され、平成21年3月以降、全国展開の社団法人及び財団法人について公益法人の認定又は一般法人の認可が徐々に出始めていることから、これらの法人を対象に定款改正の準備作業等について調査を行い、当該調査結果も参考としつつ、監督官庁との連携を密にしながら平成21年度中に一般法人、公益法人のどちらが連合会の将来像として相応しいか検討を深め、理事会において方針を決定するとともに、並行して定款や内規の改正案等の策定を進める。